

第三次弘前市環境基本計画

～あずましい環境の創造と次世代への継承～



2021（令和3）年3月

はじめに



私たちのまち弘前は、津軽国定公園の一部である岩木山を望み、世界遺産に登録されている白神山地に源を発する岩木川がまちを流れるなど、豊かな自然環境に恵まれております。

また、日本一とも称される弘前城の桜やねぷたまつりなど、歴史的・文化的な環境にも恵まれており、この街に生まれ、住み続けることが幸せと思えるような環境を次の世代に引き継いでいくことが、我々の使命であります。

環境に関する問題は、身近な生活環境の保全から、地球温暖化対策などの地球規模に及ぶものまで、大変幅広いものとなっております。

この環境を維持し、良好な環境を創造していくためには、市民、事業者、市の三者が協働しながら取り組みを推進することが重要であり、本計画が将来にわたり持続可能な社会の実現を目指すための指針の1つになるものと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました弘前市生活環境保全審議会委員の皆様をはじめ、ご指導ご協力をいただいた多くの皆様方に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

弘前市長

櫻 田 宏

～目 次～

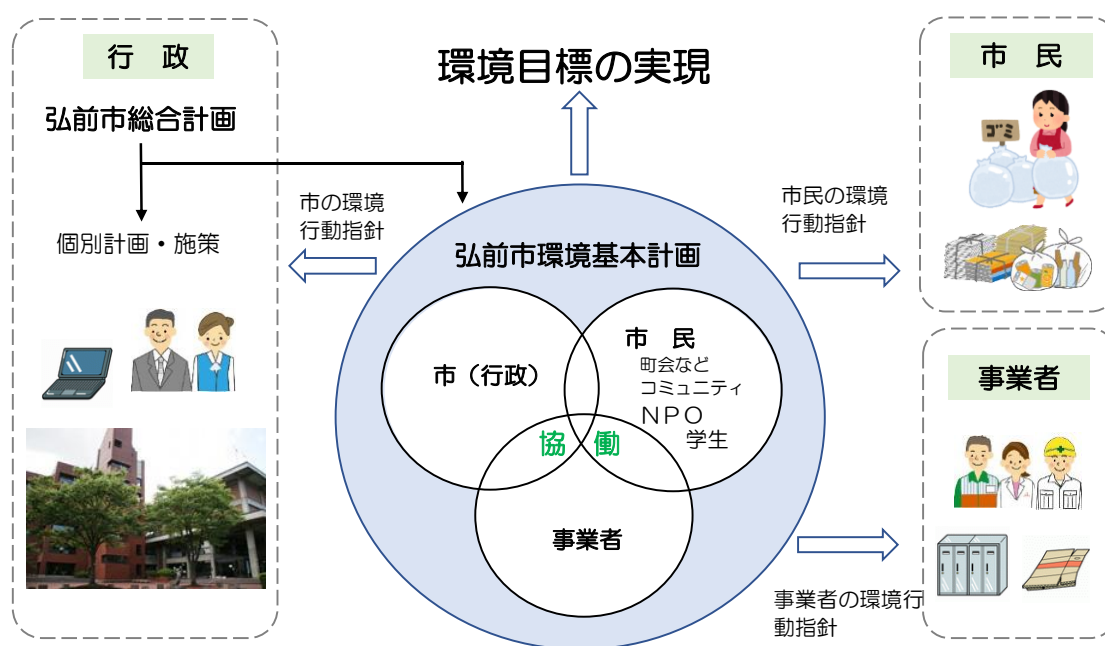
1	環境基本計画について	1
(1)	環境基本計画とは	1
(2)	第一次弘前市環境基本計画	1
(3)	第二次弘前市環境基本計画	3
(4)	第三次弘前市環境基本計画	4
2	計画策定の趣旨	6
3	計画の根拠	7
4	計画の期間	7
5	計画の位置づけ	8
6	市民・事業者・市の環境行動指針	10
(1)	市民（学生・コミュニティを含む）の環境行動指針	
(2)	事業者の環境行動指針	
(3)	市の環境行動指針	
7	環境基本計画の目指すもの	11
(1)	環境目標	11
(2)	計画の構成	12
(3)	基本目標	14
I	協働の推進	14
II	大気・水・土壌の環境保全の推進	16
III	身近な生活環境保全の推進	20
IV	歴史的・文化的環境保全の推進	26
V	環境保全活動・環境教育の推進	30
VI	自然環境との調和の推進	32
VII	地球温暖化対策・省エネルギーの推進	38
(4)	指標・目標値	41
8	計画の推進体制と進行管理	42
(1)	計画の推進体制	42
(2)	計画の進行管理	44

1 環境基本計画について

(1) 環境基本計画とは

環境基本計画は、弘前市環境保全基本条例(2006(平成18)年2月27日制定)前文にあるように、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、健康で文化的な生活確保のため、生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境を保全し、かつ、良好な環境を創造するとともに、これを将来の市民へ継承していくため、それぞれの立場でどう行動していくかを定めた計画です。

市政の基本方針を示す最上位計画である「弘前市総合計画」(2019(平成31)年3月策定)と連携し、環境施策を総合的・計画的に推進していくことにより、環境目標の実現を目指そうとするものです。



(2) 第一次弘前市環境基本計画

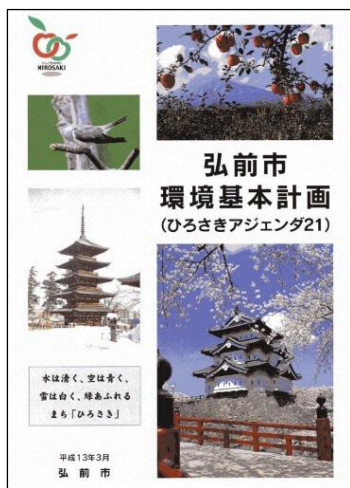
市では、1999(平成11)年度に第一次の「弘前市環境基本計画」を策定するため、市民公募委員を含む「計画策定検討委員会」を立ち上げ、二ヶ年をかけて2001(平成13)年3月に計画を策定し、望ましい環境像として『水は清く、空は青く、雪は白

く、緑あふれるまち「ひろさき」を掲げました。

第一次弘前市環境基本計画は市の環境の現状分析をはじめ、めざす環境像から環境目標、重点施策、主体別環境配慮指針や地域別環境配慮指針まで網羅された計画でありました。

環境施策に係る初めての計画であったことから、理念的な部分も多くありましたが、計画策定検討委員会の元委員の方々には、「計画を少しでも具体化したい」、「絵に描いた餅に終わらせたくない」という強い思いがあり、計画策定から約一年後の2002(平成14)年2月、元委員の方々を中心となって、市との協働により計画を推進する市民・事業者主体の市民組織「ひろさき環境パートナーシップ21(略称:HEP21)」が設立されました。そして、2002(平成14)年3月、市とHEP21はお互いに対等な立場であるという協働の原則や、役割分担等を明記した「環境パートナーシップ協定」を締結しました。当時、環境基本計画推進段階での協定締結は日本初と言われ、その後も市とHEP21は現在まで協定を維持しながら、自然環境復元のための「弘前だんぶり池づくり」活動などを行っています。

なお、計画の期間である2010(平成22)年度を待たずに、新市合併(2006(平成18)年2月27日)により、第一次環境基本計画は失効しましたが、『弘前市合併に伴う新市の目標』に生かされました。



第一次弘前市環境基本計画



2002年「環境パートナーシップ協定書」

(3) 第二次弘前市環境基本計画

第二次の環境基本計画（2009年(平成21)年8月策定）は、市町村合併による新市誕生（2006(平成18)年2月27日）に伴い、見直しを進めるとともに、わかりやすい計画づくりに努め、施策目標や各主体（市民・事業者・市）の役割分担をできるだけ明確化するとともに、目標達成に向けた着実な取組が行えるよう、「環境マネジメントシステム」と連動する計画としました。具体的な目標値を設定し、広範囲な環境問題への対応に努め、望ましい環境像として、『「協働」で育むあずましいまち「ひろさき」』を掲げました。第二次の環境基本計画は、2015(平成27)年度をもって計画期間を満了しました。

第二次計画では、望ましい環境像として掲げた『「協働」で育むあずましいまち「ひろさき」』を実現するため、5つの重点施策に基づき、様々な施策に取り組みました。

- (1) 「市民の環境活動の促進」では、市民、事業者、市との協働によりごみ減量化をはじめとした活発な取組が展開されたり、ひろさき環境パートナーシップ21による環境保全、教育活動等が行われたりしており、今後も継続的な取組が必要です。「事業者の環境活動の推進」では、事業者から排出されるごみの減量化が必要であり、「紙類のリサイクルと分別の徹底」を強化すべきポイントとし、今後も推進されていくべきです。
- (2) 「生活環境の保全」では、騒音や振動など、いわゆる典型公害と言われるものの発生やそれに伴う相談は減り、身近な生活環境に関する相談の比率が多くなってきました。全体として相談や苦情の件数は減少傾向にありますが、空き地や空き家の管理に関する相談や苦情など、新たな社会問題も目立ってきました。
- (3) 「自然環境の保全と活用」では、生物多様性に富んだ「弘前だんぶり池」をひろさき環境パートナーシップ21と協働で管理し、自然と触れ合う広場として継続して活用しているほか、小学校での水生生物調査等を通じて、自然とのふれあいや、環境学習の機会を設けており、今後も継続的な取組が必要です。さらに、「弘前だんぶり池」1カ所だけでなく、弘前市内に数カ所の生物多様性に富む場所を設けて、その場所を維持する活動を応援していくことも必要です。
- (4) 「快適・文化環境の創造」では、一例として弘前城石垣修理のために天守の曳屋（ひきや）が行われ、歴史的建造物の保存のみならず、市民参加型とすることで、歴史とともに生きるまちづくりが図られました。

その他、城下町として、また、本市固有の多くの歴史的建造物など、弘前市らしい景観を生かした都市基盤整備が進められています。

- (5) 「地球環境保全への貢献」では、排出ごみや食品ロスの削減を目指す取組を行

いましたが、今後も様々な取組を進めながらごみ減量化・資源化を目指す必要があります。また、ハイブリッド車や省エネ機器の導入、太陽光パネルの設置普及等、ハード面による二酸化炭素排出量の削減が進むとともに、一人ひとりの環境への意識が高まってきていることから、更に長期的な視点で地球温暖化対策が進んでいくことが期待できます。

第二次基本計画は、以前より継続してきたものや新たな取組も進められましたが、一方で、市民・事業者・市の三者協働による3R推進については有効に機能していなかったなど課題も浮き彫りになりました。

この課題については、一般廃棄物処理基本計画改定時に改めて検証を行い、手法を変えて新たな方向からアプローチするなど、時代の変化に合わせた、より実効性の高いものとする必要があります。

(4) 第三次弘前市環境基本計画

このたびの第三次環境基本計画の策定にあたっては、昨今の社会経済情勢の変化（少子高齢化・人口減少など）や地域環境の問題（ごみ問題など）から、地球規模の環境問題（温暖化など）を踏まえ、持続可能な社会の構築のため、基本目標を次のように設定します。

I 協働の推進、II 大気・水・土壌の環境保全の推進、III 身近な生活環境保全の推進、IV 歴史的・文化的環境保全の推進、V 環境保全活動・環境教育の推進、VI 自然環境との調和の推進、VII 地球温暖化対策・省エネルギーの推進。

最終的な環境目標として「あずましい環境の創造と次世代への継承」を掲げ、最上位計画と連動する計画として、2021(令和3)年度からの長期的な目標と施策の方向性を示します。



弘前市を上空から見ると

弘前市は、青森県津軽平野の南部に位置し、市の西側には津軽富士として親しまれている霊峰「岩木山」がそびえ、市内には、世界遺産「白神山地」に源を発している「岩木川」が流れるなど、水と緑に恵まれています。また、日本一の生産量を誇る「りんご」の果樹園や、広大な米作地帯も広がる田園都市であるとともに、歴史的には慶長年間に、初代津軽藩主「津軽為信公」により藩都として開かれた城下町で、「桜」で有名な「弘前公園」の「弘前城」を中心として、数多くの寺院や歴史的文化遺産に恵まれています。さらに、市内には明治・大正期の洋風近代建築物も数多く残り、近年、レトロモダンな街としても注目されているほか、「ねぷたまつり」や「津軽三味線（民謡）」など全国的に知られた、地域固有の伝統・文化・風習といった、弘前らしさを持ったものもたくさんあります。

2 計画策定の趣旨

いま、私たちが環境について考えるとき、自分の住む地域の環境保全から地球環境問題に至るまで、幅広く様々な課題が浮かび上がります。

世界全体で考えると、地球温暖化の影響と考えられる異常気象、生物種の減少など、自然環境の急速な変動によって、様々な地域や分野に影響が発生しており、あらゆる生命を維持していくうえでの重大な問題と捉えられてきています。こうした地球環境の問題については、20世紀終盤から国際社会における認識が高まり、2015(平成27)年9月、国連総会においてSDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))が採択されました。また、2015(平成27)年12月に開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において、2020(令和2)年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、日本を含めた国際社会が一丸となって温室効果ガス排出量削減を目指す大きな転換点を迎えています。

日本においては、かつては産業型公害や自動車の排ガスによる大気汚染、生活雑排水等による河川の汚濁といった都市生活型公害が主な環境問題として取り上げられていましたが、現在はごみの処理、海洋プラスチックごみによる生態系への影響、気候変動など、人間の活動に起因した影響が日本だけにとどまらず、地球規模の広がりを持つ環境問題となっています。廃棄物減量化やリサイクルなどの循環型社会づくりはある程度制度が整備されてきているものの、地球温暖化対策などの低炭素社会づくりはまだ進展の途上であり、さらに生物多様性への取組は外来種対策などの部分的な取組にとどまっています。今日の環境問題の多くは、私たちの生活や事業活動などの様々な場面に起因していることから、すべての人が意識を持って様々な課題に取り組んでいく必要があります。そのために、知恵と努力により持続可能な社会を目指し、自然環境との調和を図っていくことが重要です。

また、少子高齢化や人口減少など本市を取り巻く様々な状況の変化に合わせ、将来にわたり持続可能な社会を実現していくためには、計画に沿った施策の展開について、これまで以上に多様な主体による「協働」の推進が必要です。そのため、本計画は「弘前市総合計画」を踏まえ、市民・事業者・市の各主体の行動と協働によって、課題の解決を総合的・計画的に推進するものとしています。

SDGsについて

国連加盟193ヶ国が2016(平成28)年から2030(令和12)年の15年間で達成するために、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットが掲げられました。17の目標のうち、少なくとも13が環境に関連しており、残り4も間接的には環境に関連するものです。ほとんど、すべてのSDGsは大なり小なり環境に関連していると言えます。



(環境省ホームページより)

3 計画の根拠

弘前市環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本法第7条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき策定されています。

また、環境基本計画は、弘前市総合計画の環境に関する項目を補完するものとして、総合計画を進捗するうえでの方向性を示す構成としています。

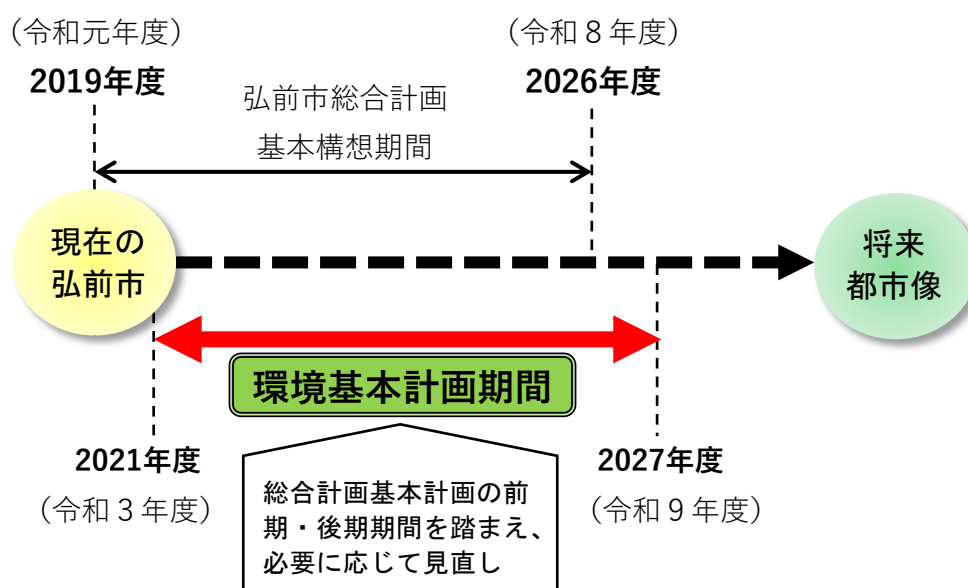
環境基本法(平成5年法律第91号)：抜粋

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 計画の期間

本計画の期間は、弘前市総合計画との整合を図る意味から、2021(令和3)年度から2027(令和9)年度までの7年間としますが、総合計画基本計画の前期4年、後期4年の期間を踏まえ、社会情勢や環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の位置づけ

(1) 本計画は弘前市総合計画の政策⑩環境・エネルギーを中心とする分野について実現していくための基本的な目標となるものです。

政策	政策の方向性	施策
エネルギー ⑩環境	1 環境保全の推進	1) ごみの減量化・資源化の推進
		2) 生活・自然環境の保全
	2 地球温暖化対策・エネルギー政策の推進	1) 省エネルギーの推進
		2) エネルギーの自給率向上と効率的利用の推進

弘前市総合計画(2019(平成31)年策定)

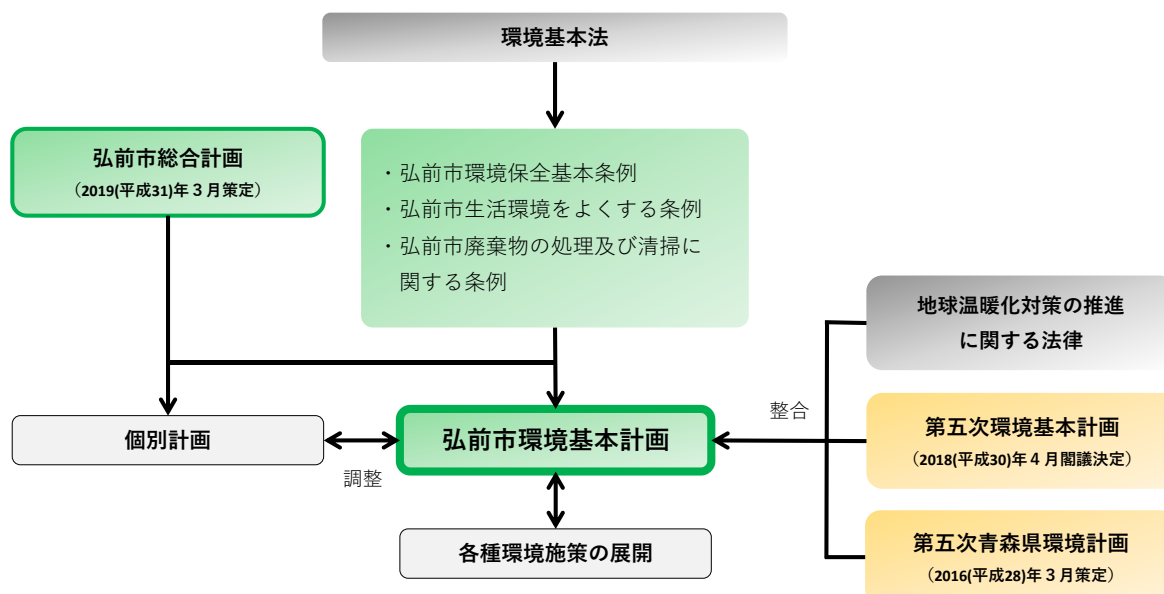
(2) 弘前市における環境の保全に関する目標および施策の基本的な方向性を示すものであり、市の各部門での施策立案・実施の際に、環境保全の側面における指針となるものです。

(3) 市民・事業者・市の三者が共通認識のもとで、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

(4) 国および県の「環境基本計画」、「環境関連法令」等との連携を図ります。

(5) 本計画は本市の環境に関する計画の中で最も上位に位置づけられるものであり、今後策定(改定)する個別計画については、本計画の内容を踏まえるものとしてします。

(6) 本市において制定されている環境保全に関する条例・計画等は次表のとおりです。



本市において制定されている環境保全に関する条例・計画等（2020(令和2)年度末現在）

区 分	分 野	名 称	制定年月
環境保全に関する 条例等	環境全般	弘前市環境保全基本条例	2006(平成18)年2月
	公害防止	弘前市生活環境をよくする条例	2006(平成18)年2月
	廃棄物	弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	2006(平成18)年2月
	開発全般	弘前市開発指導要綱	2006(平成18)年2月
	都市計画	弘前市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	2006(平成18)年2月
	交通	弘前市自転車等の放置防止に関する条例	2006(平成18)年2月
	文化財・歴史的建造物	弘前市文化財保護条例	2006(平成18)年2月
		弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例	2006(平成18)年2月
	景観保全	弘前市景観条例	2012(平成24)年3月
	緑地保全	弘前市みどりの条例	2006(平成18)年2月
鳥獣類の保護	弘前市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則	2006(平成18)年2月	
環境保全に関する 計画等	行政全般	弘前市総合計画	2019(平成31)年3月
	廃棄物	弘前市一般廃棄物処理基本計画	2016(平成28)年4月
		第9期弘前市分別収集計画	2019(令和元)年5月
	景観保全	弘前市景観計画	2012(平成24)年3月
	雪対策	弘前市雪対策総合プラン	2020(令和2)年6月
地球温暖化防止	弘前市地球温暖化防止率先行動計画	2006(平成18)年4月	

6 市民・事業者・市の環境行動指針

(1) 市民（学生・コミュニティ等を含む）の環境行動指針

日常生活と環境の関わり合いを意識し、省エネやごみの減量化などの環境負荷を低減するように心掛け、地域での美化活動・緑化活動など、良好な環境の保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に参加・協力します。

(2) 事業者の環境行動指針

事業活動によって生じる公害を防止し、廃棄物の適正処理、自然環境の保全に取り組み、製造・加工・販売などの事業活動に伴う環境負荷を低減すること及び、環境の保全と創造に積極的に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に参画・協力します。

(3) 市の環境行動指針

市民や事業者と協働し、本市の環境の保全と創造を担う主体として、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施します。加えて、市自らが率先して環境負荷の少ない施策の実践に努めるとともに、市民、事業者の自主的な環境保全活動に対して支援を行います。また、市域の範囲を超えて広域的に取り組む必要のある課題については、国、県、近隣市町村、その他関係機関と連携・協力して行います。

市の各分野において協働によるまちづくりが行われていますが、環境分野においても市民・事業者・市がお互いに連携協力し、積極的にごみの減量化・資源化に取り組んでいくことを目的として、ごみ減量化・資源化の取組に関する協定締結を各団体と進めています。また、望ましい環境の実現に向けてそれぞれの役割のもとで連携・協働することを目的に、環境パートナーシップ協定を「ひろさき環境パートナーシップ 2.1」と締結しています。今後はこれまで以上に協働を重視するとともに様々な主体と連携をとり、有効な取組を展開していきます。

7 環境基本計画の目指すもの

(1) 環境目標

弘前市総合計画の将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」を本計画の基本としつつ、弘前市環境保全基本条例前文の、

市、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し、健康で文化的な生活の確保を目指し、生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境を保全し、かつ、良好な環境を創造するとともに、これを将来の市民へ継承していかなければならない。

とある基本理念を踏まえ、弘前市環境基本計画では市民・事業者・市の三者が協働し共通の認識を持って将来にわたって環境の保全と創造*に取り組むために、環境目標を次のように定めます。

あずましい環境の創造と次世代への継承

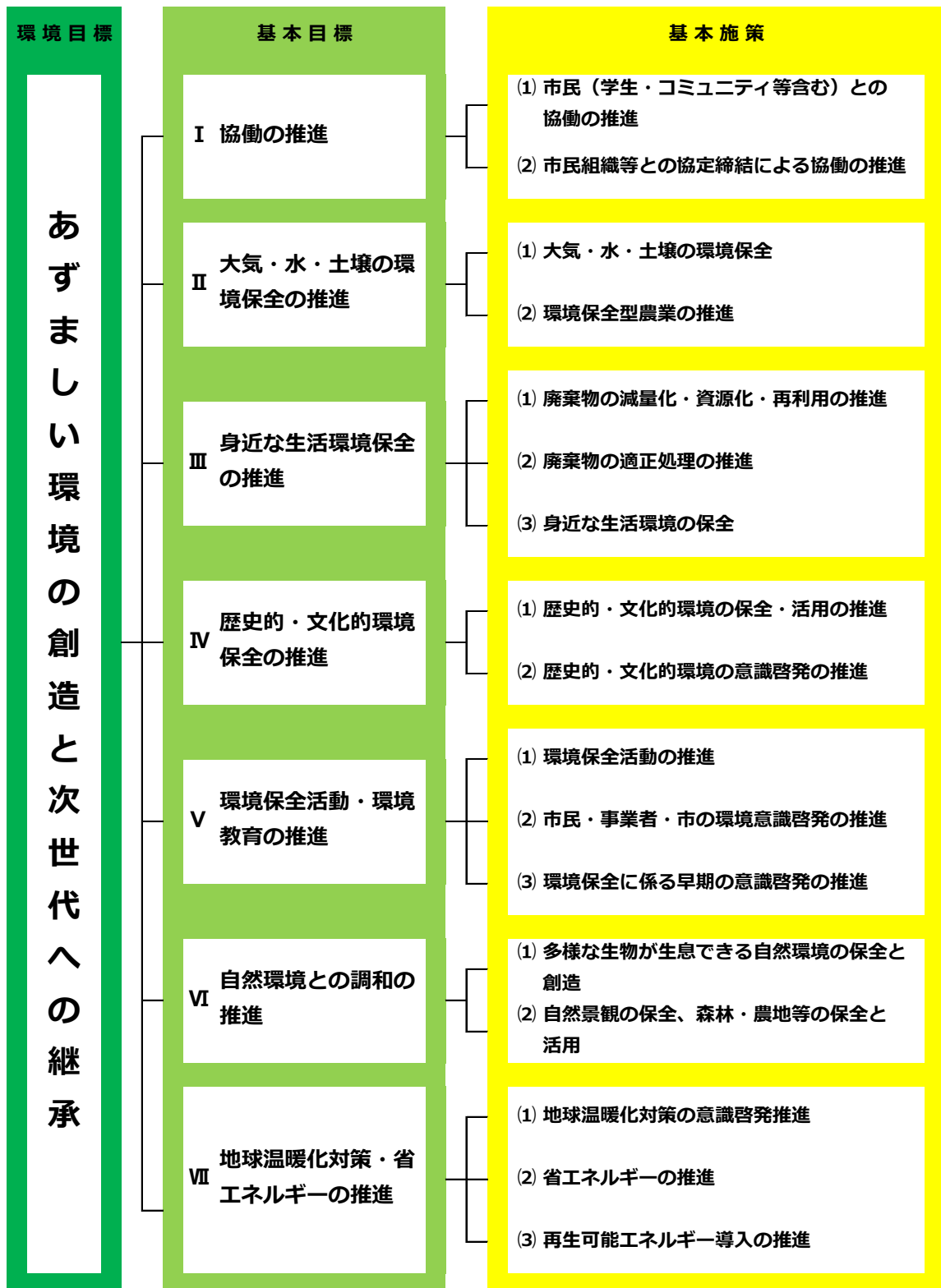
この目標は、今ある環境をさらに良好な状態に近づけ、その環境が将来にわたって持続していくことを目指すものです。

※環境の保全と創造…本計画内での環境の保全とは、主に生活環境の維持や自然環境の保護・再生などを指します。一方、環境の創造とは、良好な生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境の確保のための人材の育成、仕組みづくり、生活のあり方、行動の原則などをつくり出すことを指しています。



(2) 計画の構成

市民・事業者・市の協働による環境目標達成へのアプローチ





弘前城天守



弘前ねぶたまつり

(3) 基本目標

I 協働の推進

昨今の社会経済状況の急激な変化に的確に対応していくためには、市だけではなく、市民（学生・コミュニティ等含む）、事業者等が協働でまちづくりを行っていく必要があることから、2015(平成27)年3月に「弘前市協働によるまちづくり基本条例」が制定されました。この条例は、まちづくりの基本的な考え方や市民・議会・執行機関といったまちづくりの主体の役割や仕組みなど、本市のまちづくりの基本的なルールを定めたものです。

『平和及び人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、協働によること』を基本理念とし、「協働」「住民自治」「情報共有」「参加・環境づくり」の4つの基本原則のもと、本市のまちづくりを進めることとしており、環境に関することについても同様に、協働により本計画の目指す姿を実現していくこととします。

基本施策 (1) 市民（学生・コミュニティ等含む）との協働の推進 (2) 市民組織等との協定締結による協働の推進

(1) 市民（学生・コミュニティ等含む）との協働の推進

市民の取組

- 日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないように心掛け、積極的に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力します。

事業者の取組

- 事業活動により良好な環境を侵害することのないようにその責任において適切な措置を講じるとともに、市が実施する施策に協力します。

市の取組

- 弘前市町会連合会やボランティア団体、事業者等が協働して行っている河川清掃活動やその他清掃活動を支援します。
- 「ひろさき環境パートナーシップ 21」の活動を支援して、環境学習・教育活動を推進します。

(2) 市民組織等との協定締結による協働の推進

市民・事業者・市の取組

- 市民・事業者・市の協働により、積極的にごみの減量化・資源化に取り組んでい

く事を目的として、市民及び事業者の所属する団体等と市との協定締結を推進します。

市の取組

- 「ひろさき環境パートナーシップ 21」^(※1)とのパートナーシップ協定締結による環境保全活動を推進します。



春季河川清掃



ごみ減量化・資源化協定

(※1)「ひろさき環境パートナーシップ21」とは？



Hirosaki Environmental Partnership21

ひろさき環境パートナーシップ21

2001（平成13）年3月に弘前市第一次環境基本計画が策定となった後、環境基本計画策定検討委員会の元委員の方々は、策定段階

から話が出ていたパートナーシップについて勉強会を行うこととなり、計画推進のための市民・事業者・市の体制づくりについて、当時、環境基本計画策定の担当課であった、環境保全課の職員も入って、のべ26回の仮称「環境市民会議」の会合を重ねました。その結果、市民・事業者・市がパートナーシップを形成する方法として、将来的に法人化も可能な、市民・事業者主体の自立的な任意組織を設立し、市と協定を締結して、パートナーシップを推進する方法を選択しました。

当時は、行政主導型のパートナーシップ組織が多かったのですが、その場合は、市職員の参加や提言機能、財政支援等が担保されますが、協定締結の場合は、それらを協定内容に明記する必要がありました。市でも当初、パートナーシップの機運が醸成されていない間は、当面、行政主導型パートナーシップ組織でスタートし、何年か経て、市民の方々と市役所職員の、パートナーシップの機運が醸成された時点で、市民・事業者主体の組織へ移行してはどうかと考えていましたが、すでに「環境市民会議」の中から準備会合名「ハート21」が発足していたことから、最初から市民組織と市が協定を締結する、協定NP〇型でスタートすることになりました。計画策定から約1年後の2002（平成14）年2月16日、元検討委員会委員の方々が発起人となり、市民・事業者主体の市民組織ひろさき環境パートナーシップ21（略称：HEP21・代表：鶴見寛・第一次環境基本計画策定検討委員会委員長・弘大理工学部教授(当時)）が設立され、翌月3月23日、弘前市と環境パートナーシップ協定を締結しました。HEP21には6つのグループ①生活環境グループ（ごみ、リサイクル等）②農業環境グループ（自然循環型農業等）③快適・文化環境グループ（まちづくり、歴史的文化遗产保全等）④自然環境グループ（だんぶり池、環境学習等）⑤地球環境グループ（地球温暖化、省エネルギー等）⑥エコクラブ（水質調査、壁新聞作り等）があり、それぞれテーマを持って活動をしています。市民・事業者・団体等どなたでも参加できます。承認を得れば市外からの参加もできます。

Ⅱ 大気・水・土壌の環境保全の推進

私たちの身近な環境は、市民、事業者などの活動と密接に関係しており、現在起きている様々な環境問題に対し、市民一人ひとりが自身の問題として認識し、行動していくことが大切です。

まず、市民一人ひとりが健康で幸せな生活を送るために、大気・水・土壌を安全に保つことはもとより、身近な生活環境について自らが周辺に不快な思いをさせないような配慮が必要です。

また、農業については、機械化や品種改良のほか、化学肥料や農薬の使用等により、大幅な収量向上が図られてきました。その一方で少子化による労働力不足や後継者不足等に伴い、化学肥料への依存度が高まるなか、過度の効率追求や不適切な資材利用・管理により、農業生産活動が環境へ負荷を与える場合もあります。

そのため、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の低減を図るため、環境保全型農業の取組が推進されることが重要です。

- 基本施策**
- (1) 大気・水・土壌の環境保全
 - (2) 環境保全型農業の推進

(1) 大気・水・土壌の環境保全

①大気の保全

事業者の取組

- 公害関係法令の遵守、設備の改善に努めます。

市の取組

- 石炭や石油などの化石燃料を燃やしたときに出る硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となり、森林の衰退、コンクリート構造物の融解等、自然環境等に大きな影響を与える酸性雪についての調査を実施します。

②水質の保全

市民の取組

- 下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽への転換を行います。
- 家庭での農薬や化学肥料の適正使用に努めます。

事業者の取組

- 公害関係法令の遵守、設備の改善に努めます。(再掲)
- 農業で発生する稲わらや、伐採枝の野外焼却以外での有効利用に努めます。
- 工場や畜舎などからの排水の浄化に努めます。

市の取組

- 河川の清らかな水質を保つため、下水道処理施設等による家庭から出る生活排水の浄化、農薬の河川流出防止など、多方面からの取組を促進するとともに、河川での水質検査を定期的に行い、水辺の環境を把握するよう努めます。
- 環境省認定の名水 100 選に選定されている「富田の清水（紙漉町）」や、青森県認定わたしたちの名水に選定されている「御神水（岩木山神社）」など、地下水や湧水の定期的な水質検査を行い、飲用についての指導に努めます。
- 暖房器具等を使用することに伴い、冬季に増加する傾向のある油流出事故について、油類の取扱いについての注意喚起を行うとともに、万が一流出した場合には関係機関等と連携し、下流域への影響を最小限に抑える措置を講じます。
- 弘前市町会連合会をはじめとしたボランティア団体や児童生徒が行っている河川の清掃活動を支援します。



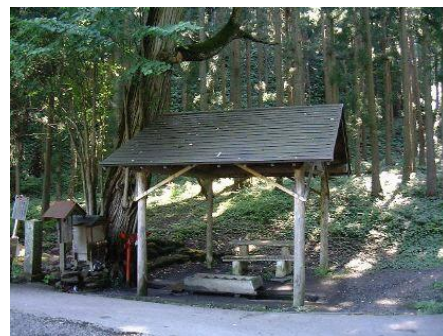
富田の清水（紙漉町）



御神水（岩木山神社）



御膳水（吉野町）



堂ヶ平桂清水（大沢）

③土壌の保全

市民の取組

- 家庭での農薬や化学肥料の適正使用に努めます。（再掲）

事業者の取組

- 公害関係法令の遵守、設備の改善に努めます。（再掲）
- 農業での農薬や化学肥料の適正使用に努めます。

市の取組

- 2000(平成12)年度に市内4地点において、土壌の分析調査を実施し、すべての地点において土壌の汚染に係る環境基準を下回っていることを確認していますが、今後も県担当部署と情報を共有しながら土壌汚染の状態を把握し、保全のために必要な措置を講じます。

(2) 環境保全型農業の推進

市民の取組

- 家庭での農薬や化学肥料の適正使用に努めます。(再掲)

事業者の取組

- 環境保全型農業を推進するため、有機農業、カバークロップ(緑肥)の作付け、堆肥の施用などを行います。
- 公害関係法令の遵守、設備の改善に努めます。(再掲)
- 農業での農薬や化学肥料の適正使用に努めます。(再掲)

市の取組

- 「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」である環境保全型農業への取組を推進します。



弘前の四季



Ⅲ 身近な生活環境保全の推進

現代社会は大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式により、大量の廃棄物が排出されることで、処理にかかる費用の増加、最終処分場における埋立残余容量の逼迫、不法投棄などの問題が生じています。

本市では一人あたりのごみの排出量が多い(一人1日あたり1142g(2018(H30)年度))ことから、市民一人ひとりが廃棄物の排出を抑えることはもとより、排出される廃棄物については資源として循環させるという意識を高め、3R(発生抑制:リデュース、再利用:リユース、再生利用:リサイクル)を積極的に推進する必要があります。

また、私たちの身近な環境は、市民の生活や事業者などの活動と密接に関係しており、市民一人ひとりが健康で幸せな生活を送るためには、身近な生活環境において汚染物質の影響や不快な音・臭気などに悩まされることのないようにしていくことが不可欠です。そのため、現在起きている様々な環境問題に対し、自身の問題として認識し、行動していくことが大切であり、将来にわたって市民が安心して過ごすことのできる環境を保っていくまちを目指します。

これら市内における環境の状況等についてまとめた、「環境保全の概要」を毎年作成し公表することで、現状を把握できるよう努めます。

- | | |
|------|------------------------|
| 基本施策 | (1) 廃棄物の減量化・資源化・再利用の推進 |
| | (2) 廃棄物の適正処理の推進 |
| | (3) 身近な生活環境の保全 |

(1) 廃棄物の減量化・資源化・再利用の推進

① 廃棄物の減量化の推進

市民・市の取組

- 廃棄物減量等推進員を町会に配置し、町会と市が連携してごみ減量化・資源化を推進します。
- ミニ・キエーロ^(※2)を普及させるなど、生ごみの減量化を行い、家庭から排出されるごみの減量化についての対策を進めます。

事業者・市の取組

- 廃棄物の減量化などに取り組む店舗を「エコストア」、事務所を「エコオフィス」に認定し、環境配慮行動の促進を図ります。
- 宴会などにおける食べ残し削減のため「3010(さんまるいちまる)運動」の普及啓発に努めます。
- 国が支援する、環境にやさしく災害に強いまちを目指すバイオマス産業都市に

ついでの研究を行います。

市の取組

- 市民・事業者・市が一丸となつてごみの減量化・資源化に取り組む市民運動を展開し、機運の醸成を図ります。
- 家庭から出されるごみの重さの約4割を占める生ごみの減量のため、「生ごみ3キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）」の普及啓発に努めます。
- 食品ロスに対する意識啓発を行い、食品廃棄物の削減を図ります。
- ごみの減量化・再資源化を推進するため、衣類回収ボックス^(※3)を市内12ヶ所に設置し、ごみの減量化・再資源化を推進します。
- 町会連合会があっせんする生ごみ堆肥化容器に対して、購入費の一部を補助します。
- 弘前地区環境整備事務組合を通じて、ごみ処理施設に持ち込まれる事業系ごみの検査を行い、分別不十分や産業廃棄物の混入など、不適正排出が確認された場合は、受け入れを規制します。
- 公園道路等の草刈りや農業による稲わらや剪定枝などの植物由来廃棄物について、関係部署・団体に有効活用を働きかけます。
- 事業所訪問により、事業活動により生じる廃棄物の適正処理を周知します。

(※2) ミニ・キエーロについて

「キエーロ」は、土に住むバクテリアの働きによって、生ごみを分解する箱のことで、中に黒土を入れて使用します。もともとは神奈川県葉山町にお住いの松本信夫さんご夫婦が考案したもので、臭いや虫の発生が少なく比較的手間もかからないことから、現在、全国的に注目されています。

市では令和元年6月下旬から、リンゴ箱と幅約70cmのプランターでそれぞれ「キエーロ」を作り、実証実験を行い、良好な結果を得ました。そのため、広く普及を図りごみ減量化を推進するため、令和2年度に「キエーロ」を小型化した「ミニ・キエーロ」を作成し、モニター事業を行いました。



生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」

※「キエーロ」は松本信夫氏の登録商標です。

②廃棄物の資源化の推進

市民・市の取組

- 再生資源回収運動を推進し、地域の団体等が自主的に行うリサイクル活動を推奨します。

事業者・市の取組

- 事業所に古紙類の分別徹底を働きかけ、オフィス町内会の仕組みにより適正にリサイクルされるよう努めます。

市の取組

- スマートフォンで利用できる「弘前市ごみ収集アプリ」を活用するなど、分かりやすいごみの分別周知に努め、ごみの分別徹底を働きかけます。
- 使用済み小型家電の回収により、有用な金属や希少金属の再資源化を図ります。
- 民間施設を含めた資源物の回収拠点等の利用促進を図ります。
- ごみの減量化・再資源化を推進するため、衣類回収ボックスを市内 12 ヶ所に設置し、ごみの減量化・再資源化を推進します。(再掲)

(※3) 衣類回収ボックスについて



衣類回収ボックス

着なくなった衣類は、リサイクルショップなどを利用することで再利用できますが、市では、市内 12 ヶ所に設置する衣類回収ボックスでも回収しています。

回収した衣類は、再利用できるものは主に東南アジアなどの海外で古着として流通されるほか、工業用のウエス(雑巾)として再生利用されるため、ごみの減量につながります。

③ 廃棄物の再利用の推進

市民・市の取組

- 資源物の有効活用を図り、ごみを減らすため、家庭で不用になった生活用品を、必要とする方に紹介できる制度である「ひろさきリユース促進掲示板」により、不用品の再利用の促進を図ります。

市の取組

- ごみの減量化・再資源化を推進するため、衣類回収ボックスを市内 12 ヶ所に設置し、ごみの減量化・再資源化を推進します。(再掲)

(2) 廃棄物の適正処理の推進

市民の取組

- 市の分別区分等に沿った廃棄物の適正排出に努めます。

事業者の取組

- 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理や資源化に努めます。

市の取組

- 弘前市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の処理を計画的に進めます。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理や資源化について、事業者に働きかけを行います。

(3) 身近な生活環境の保全

①公害等苦情処理の対応

市民・市の取組

- 例年発生するアメリカシロヒトリについて、弘前市町会連合会と連携し、地域による駆除の実施や、公共施設での駆除の実施、早期発見・早期駆除の徹底について働きかけを行います。
- カラス対策について、先進自治体の取組や学識経験者等の助言、研究結果をもとに、市民との協働により効果的と考えられる対策を行います。

事業者・市の取組

- 必要に応じて環境保全協定を締結し、環境汚染の未然防止に努めます。

市の取組

- 騒音、悪臭、水質汚濁、不法投棄等に係る市民相談について、関係機関と連携を図りながら、必要な調査及び対応を行います。
- 空き地、空き家に起因する問題（樹木、雑草、害虫、家屋倒壊等）について、必要な調査及び対応を行います。
- 自動車騒音常時監視により路線ごとの騒音レベルを定期的に調査し、自動車騒音の把握に努め、調査結果に応じて改善が必要な地域については、その対策について関係機関等へ働きかけを行います。

②有害化学物質対策の促進

事業者の取組

- 農薬などの化学物質の管理徹底及び適正な使用に努めます。

市の取組

- 関係機関と連携し、大気・河川等の汚染状況を把握し、安全性を確認します。
- 農薬などの化学物質の管理徹底及び適正な使用を働きかけます。（再掲）

③汚水処理対策の促進

市の取組

- 地域特性に応じた公共下水道整備や合併処理浄化槽等の効率的な設置により、河川等公共用水域の水質保全に努め、衛生的で快適な生活環境を保持します。
- 下水道の供用を開始した区域や農業集落排水施設の処理区域については、早期の水洗化（接続）を働きかけ、施設の利用を促進します。

- 下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。

④事業所における環境配慮

事業者の取組

- エコストア・エコオフィス認定^(※5)へ向けた取組や、オフィス町内会^(※4)加入など、環境に配慮した事業活動を行います。

市の取組

- エコストア・エコオフィス認定、オフィス町内会加入促進など、環境に配慮した事業所の増加に向けた働きかけを行います。

⑤不法投棄・野外焼却の防止

事業者の取組

- 公害関係法令を遵守し、廃棄物の適正処理に努めます。

市の取組

- 不法投棄や野外焼却を行わないよう周知・啓発、原因者への指導を行います。
- 景観を損ねる不法投棄の防止に向け、各種団体等と情報共有を図るとともに、警察や青森県などの関係機関と連携した取組を推進します。
- 副流煙による健康被害や火災発生の原因にもなり得る、歩きタバコやポイ捨てを行わないよう周知・啓発を行います。

(※4) 「オフィス町内会」とは、会員となった排出事業者のもとに、回収事業者が共通の回収便を事業所間に運行し、古紙を無料で回収する仕組みです。回収した古紙は製紙会社に搬入され、製紙会社において再生利用（リサイクル）されます。



(※5) エコストア・エコオフィス認定制度について

弘前市エコストア・エコオフィス認定制度は、2001（平成13）年度から始まり、地球環境問題への取組や、地域の環境保全活動に積極的に取り組む店舗を「エコストア」、事務所を「エコオフィス」として認定し、その取組を応援していこうという制度です。環境に配慮した事業活動を推進することは、経費削減、企業イメージの向上のほか、地域社会の持続可能な発展に貢献するものです。

認定のメリットとして、「エコストア」または「エコオフィス」に認定されると、店舗・事務所名や取組例が市のホームページに掲載されるほか、市に認定された環境にやさしい企業であることをPRすることができます。



公募マーク

以下の(1)～(5)のすべてに取り組んでいる店舗を「エコストア」事務所を「エコオフィス」に認定します。

- (1) 事業活動に伴い排出される廃棄物を適正に処理していること。
- (2) ごみ減量の取組として次のいずれかを行っていること。
 - ・生ごみの削減(エコストアのみ)・簡易包装の推進(エコストアのみ)・レジ袋の削減(エコストアのみ)・紙使用量の削減・使い捨て容器(トレイ等)、使い捨て製品の使用削減・その他市が認める活動
- (3) 古紙類の資源化のほか、環境にやさしい調達の推進、リユース、リサイクルの取組として次のいずれかを行っていること。
 - ・環境ラベル製品の購入推進・事務用品、事務機器のリユース・リサイクルの推進・その他市が認める活動
- (4) 地球温暖化対策、有害物質削減の取組として次のいずれかを行っていること。
 - ・日常的な省エネルギー対策・省エネルギー機器の導入、自動車利用における環境配慮、節水の取組、その他地球温暖化対策、低農薬・有機栽培農産物の販売（エコストアのみ）、有害物質削減の取組（エコオフィスのみ）、その他市が認める活動
- (5) 地域活動への参加、啓発活動等として次のいずれかを行っていること。
 - ・従業員への環境教育・地域での環境保全活動の実施・環境管理システムの導入等・その他市が認める活動

エコストア・エコオフィスに参加してね



IV 歴史的・文化的環境保全の推進

本市は藩政時代から津軽の中心地として栄えた地域であり、多くの歴史的景観や文化的遺産が今に伝えられています。なかでも、弘前城天守や最勝院五重塔など国指定の重要文化財や「弘前のねぷた」といった重要無形文化財、また、世界遺産登録への推薦が正式に決定された、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の一つである史跡大森勝山遺跡、弘前市庁舎本館をはじめとした国登録有形文化財などは本市の歴史的・文化的な環境を形作る重要な要素とも言えます。

そのため、このような貴重な財産を生活環境や自然環境と同様に保全し、より良い形で次の世代に伝えていくことが大切です。

歴史的・文化的環境保全の推進に際しては、弘前市総合計画の政策⑭景観・文化財においても、政策・施策の方向性等が示されていることから、教育委員会をはじめ、都市計画部門など庁内の他部門とも連携して進めていきます。

政策	政策の方向性	施策
⑭ 景観・ 文化財	1 郷土弘前を愛し、自然や歴史・文化財に親しむ心の醸成	1) 文化財情報の公開・発信と学習等の充実
		2) 地域に根ざした文化遺産の保全と伝承
	2 景観形成・歴史的風致の維持向上	1) 景観・街並みの保全
		2) 弘前公園の整備
		3) 文化財の保存・管理と整備の推進

弘前市総合計画 (2019(平成31)年策定)

基本施策 (1) 歴史的・文化的環境の保全・活用の推進 (2) 歴史的・文化的環境の意識啓発の推進

(1) 歴史的・文化的環境の保全・活用の推進

市民の取組

- 「ねぷたまつり」や「お山参詣」などの伝統行事が途絶えることのないよう、大切にします。
- 歴史的・文化的な環境を通じて、地域への誇りと愛着を持ちます。

市民・事業者・市の取組

- 市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもとに、良好な歴史的・文化的な環境を「守る・創る・はぐくむ」取組を一体となって行います。

市の取組

- 歴史的・文化的な環境を通じて、地域への誇りと愛着を持った人材を育成します。
- 「ひろさき環境パートナーシップ21」が行う「ひろさきお寺の日」などのよ

うな歴史・文化に係る文化財保護活動の支援を行います。

(2) 歴史的・文化的環境の意識啓発の推進

市民・市の取組

- 誰でも楽しく自然に親しめる環境づくりのために、貴重な植物の不法採取やごみのポイ捨てを行わないなど、マナーの啓発・向上に努めます。



弘前城天守



弘前ねぶた



最勝院五重塔



大森勝山遺跡

<参考となる他計画>

弘前市都市計画マスタープラン

少子化・高齢化・人口減少の進行や経済・雇用情勢の低迷などの大きな社会環境の変化に対応し、また、国や地方自治体の厳しい財政状況などの社会情勢の急激な変化に対応するため、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりから、中心市街地活性化、医療や福祉の充実、交通体系、安心・安全な生活環境の整備や、歴史的な街並み・景観の保全といった課題など、環境問題も含めて都市の持続可能性を高めるまちづくりへの転換が求められているところを踏まえ策定。

弘前市景観計画

弘前ならではの景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観づくりの目標や方針、ルール、実現に向けた取組など、市民・事業者・市に共通する協働の指針として策定。

弘前市歴史的風致維持向上計画

先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の維持・向上に努めるとともに積極的な活用を図り、市民が誇りに思えるまち、また、来街者にとっても魅力あふれるまちにするため、弘前の歴史的風致を活かしたまちづくりに取り組むものとして策定。

ひろさき環境パートナーシップ21 快適・文化環境グループの活動について

ひろさき環境パートナーシップ21（HEP21）の快適・文化環境グループ（須藤弘敏グループリーダー）では、第一次環境基本計画策定時から一貫して、弘前市がいかに歴史的・文化的環境に恵まれているか、市民の皆さんに気づいていただくことを主なテーマとして、様々な活動を続けています。

- ① HEP21 設立年の2002（平成14）年には、第一大成小学校体育館に於いて、「一大小学校跡地フォーラム」を開催し、70名の市民の皆さんと跡地利活用について意見交換をしました。
- ② 2003～2004（平成15～16）年には、弘前公園の有料化の問題があり、弘前公園の勉強会を3回「弘前城と弘前公園の歴史」「弘前公園のサクラと樹木」「入ってみよう櫓と門」（弘前公園内の末申櫓、辰巳櫓、北門（亀甲門））とフォーラム「弘前公園はだれのもの」を開催し、のべ312名の市民が参加しました。



一大小学校跡地フォーラム



弘前公園はだれのもの

- ③ 2008（平成20）年には、快適・文化環境グループ内で「弘前の仏像を訪ねる会」を開催。

最勝院：五智如来立像、胎蔵界大日如来像、十王像など

袋宮寺：十一面観音立像

報恩寺：釈迦如来坐像、十一面観音立像、地蔵菩薩半跏像など

西福寺：地蔵菩薩立像、十一面観音立像
（共に円空仏）

貞昌寺：釈迦涅槃像などを20名で拝観しました。

- ④ 2009（平成21）年には「大鰐大圓寺の仏像を訪ねる会」を開催しました。これは、中央公民館と共催で、当時、衰退していた弘南電車大鰐線を使用して、乗客を増やす目的で大鰐へ行く事業として行われたもので、一般市民36名の参加があり、大鰐大圓寺で大日如来像等を拝観しました。

2008～2009（平成20～21）年の仏像拝観はHEP21内部や一般市民にも好評でした。また青森県内は近世仏像の宝庫であり、県内には5500体以上の近世以前に造られた仏像が現存しています。そのうち津軽地方には約3100体、また、寺院の数が圧倒的に多く、戦災や大火を免れた弘前市には約2000体の仏像が残っています。



弘前の仏像を訪ねる会

そこで、市内で仏像や絵画など貴重な寺宝を伝える寺院を公開し、広く市民にその価値を知っていただき、弘前の豊かな歴史的・文化的環境について認識を深めてもらうため、翌年から「ひろさきお寺の日」を開催することになりました。

⑤ 2010(平成22)年「第1回ひろさきお寺の日」

報恩寺・袋宮寺の絵巻・仏像・弘前藩主像などを拝観しました。「弘前城築城 400 年祭記念事業」として開催し、480 名の参加がありました。

⑥ 2011(平成23)年「第2回ひろさきお寺の日」

講演会「津軽地方の仏像」(弘前文化センター)並びに「仏像特別公開見学会」報恩寺地蔵菩薩半跏像など(市立博物館)を開催し、90 名の参加がありました。



第1回お寺の日 報恩寺



第2回お寺の日 市立博物館



第4回最勝院ポスター

⑦ 2014(平成26)年「第3回ひろさきお寺の日」

石川大仏院「津軽の仏・特別公開」弘前市指定文化財「木造十一面観音坐像」や潜蔵百作の木造地蔵菩薩立像など仏像四体を拝観し、104 名の参加がありました。

⑧ 2016(平成28)年「第4回ひろさきお寺の日」

最勝院「最勝院伝来文化財特別公開」青面金剛像および眷属像・不動明王二童子像・十王像・仏画十二天像・古文書「微細書上帳」などを拝観し、620 名の参加がありました。

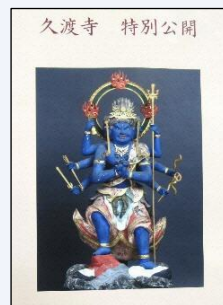
⑨ 2018(平成30)年「第5回ひろさきお寺の日」

久渡寺「真言宗久渡寺特別公開」(仏像)木造聖観音菩薩立像・木造不動明王二童子像・木造五大明王像・木造如来坐像など二十体。(絵画)紙本銀地著色唐人物図屏風一双・円山応挙筆絹本墨画淡彩返魂香図(原寸大複製)などを拝観し、330 名の参加がありました。

⑩ 2019(平成31)年には過去5回の「ひろさきお寺の日」のおさらい会として、講演会「弘前の仏像 何がなぜ大切か」を弘前文化センター2階大会議室で開催し、90名の参加がありました。



第5回お寺の日 久渡寺



第5回久渡寺ポスター



お寺の日おさらい会

V 環境保全活動・環境教育の推進

本市では、多くのボランティア団体や事業者による市内の清掃活動や、各町会による河川清掃美化運動などの環境保全活動が行われています。

近年は環境に関する問題が多様化しており、市民生活や事業活動なども含めた、あらゆる場面がその要因となっていることから、環境に対する意識を一人ひとりが持ち、自主的、積極的に行動していくこ

とが必要となっています。

そのため、市民・事業者・市の各主体が環境についての理解を深め、環境への配慮について学ぶ機会を創出します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育が重要であると位置づけ、学校や地域における環境学習を通して、家族や地域の人が子どもたちとともに考える機会を創出します。

基本施策

- (1) 環境保全活動の推進
- (2) 市民・事業者・市の環境意識啓発の推進
- (3) 環境保全に係る早期の意識啓発の推進

(1) 環境保全活動の推進

市民・市の取組

- 「ひろさき環境パートナーシップ21」の活動を支援して、環境学習・教育活動を推進します。(再掲)

市の取組

- ボランティア団体や事業者等が協働して行っている河川清掃活動やその他清掃活動を支援します。(再掲)

(2) 市民・事業者・市の環境意識啓発の推進

①環境に関する情報の提供

市の取組

- 市広報誌等を活用し、環境保全に対する市民意識の高揚に努めます。

②環境教育の充実

市民・市の取組

- 自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会の実施などにより、環境学習の機会の充実を図ります。
- 環境保全推進活動を行っている「ひろさき環境パートナーシップ21」活動を通じて、子どもたちが自然に



まちかど広場クリーン大作戦



HEP21 自然環境学習会

触れて、直接学ぶ機会を創出します。

市の取組

- 環境問題への理解を深め、意識を高めるために出前講座^(※6)を実施します。

(3) 環境保全に係る早期の意識啓発の推進

市の取組

- 水生生物調査を行うことにより、生物の多様性、水質への関心を高めます。
- 今後の生活における環境への意識づけを早期に行うため、地球温暖化について子ども向け出前講座を行います。
- ごみの問題に対する意識づけを早期に行うため、ごみについて子ども向け出前講座を行います。

(※6) 出前講座について

出前講座は、市民の皆さんが自主的に開催する学習会などに、市の職員を派遣する制度です。市民の皆さんが気になっている市の制度や取組など、市政の情報を積極的に提供して、市政への理解を深めていただくとともに、市政について、共に考え参加していただくことが目的です。

○対象者：市内に在住、在勤、在学する5人以上のグループが対象で、企業の職場研修や学校の授業などにも利用可能です。

○利用日時：平日のほか、土曜日、日曜日と祝休日でも利用可能ですが、12月29日～31日、1月1日～1月3日の年末年始はお休みです。
時間は午前9時から午後9時までで、1講座につき2時間以内です。

○利用料：無料です。資料は担当課が用意します。

○会場：弘前市内。会場の手配や準備、後片づけ、会場費の負担、会の進行などは、利用する皆さんにお願いします。

○メニュー：2020（令和2）年度現在、市全体で92のメニューがあり、環境課のメニューは、①「クイズで楽しくエコライフ！」②「ごみの分け方出し方（事業所版）」③「地域のみんなではじめよう再生資源回収運動」④「ホントは知らないごみのお話～減量化って？資源化って？～」の4つです。

○申し込み：「弘前市出前講座利用申込書」に必要事項を記入し、利用予定日の1ヶ月前までに、Eメール、ファクス、郵便により、広聴広報課に申し込みをお願いします。

○利用報告書：出前講座終了後に利用報告書を提出して、利用された講座のテーマについて、意見や要望、アイデアなどをお寄せください。

VI 自然環境との調和の推進

本市は、岩木山を擁する「津軽国定公園」や「岩木高原県立自然公園」をはじめとして、岩木川、広大なりんご畑、春の桜や秋の紅葉など、豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然環境の中で多種多様な動植物が生態系の広大なネットワークを形成しています。

大規模な開発や水質、大気汚染などによりこれまでの自然環境のバランスが崩れると、元の状態に戻るまでには長い時間を要します。そのため、自然の恵みを持続的に活用するため、景観や生態系のバランスを良好に保ちながら快適に暮らせるまちを目指します。

- 基本施策**
- (1) 多様な生物が生息できる自然環境の保全と創造
 - (2) 自然景観の保全、森林・農地等の保全と活用

(1) 多様な生物が生息できる自然環境の保全と創造

①身近な生き物の生息環境の保全と創造

市民・市の取組

- 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB - J）連携事業に認定された「弘前だんぶり池（坂元）」をはじめとする里山地域において、「ひろさき環境パートナーシップ21」などの協力を得ながら、多様な生物が生息できる自然環境の保全と創造に努めます。

市の取組

- 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の保全に努め、市民が親しみを持てる美しい自然環境づくりに努めます。
- 里地里山、農地など身近な生き物の生育の場となっている自然環境については、生物多様性の保全に配慮します。

②身近な生き物調査・保全活動の推進

市民・市の取組

- 「ひろさき環境パートナーシップ21」などの協力を得ながら、身近な生き物調査や水生生物調査を行うなど、自然環境保全活動を推進します。

市の取組

- 身近な生き物を増やし守る、環境保全団体等の活動を支援します。
- 子どもたちや地域住民の河川水質への関心を高めるため、水生生物調査を行う団体に対し支援を行います。

③生態系の保全

市民・市の取組

- 青森県や自然保護団体等と連携し、人と自然の共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。

市の取組

- 地域固有の生態系の保全はもとより、人の生命、農業への被害を防止するため、外来生物法に基づき、特定外来生物による被害を予防するための3原則「入れない」「捨てない」「拡げない」の遵守を呼びかけます。
- 上記法律で規制されている種以外の、本来地域には生息しない動植物についても、生態系保護の観点から、野外に捨てたり、繁殖させたりしないよう働きかけを行います。

(2) 自然景観の保全、森林・農地等の保全と活用

①貴重な自然環境の保全と活用

市民・市の取組

- 市内には津軽国定公園、岩木高原県立自然公園など、貴重な自然環境が見られることから、国や青森県、環境団体、NPO、地域住民などとの協力と連携により、その保全と活用に取り組みます。
- 貴重な動植物が生息している地域については、国や青森県、環境団体、NPO、地域住民などとの協力と連携により適切な保全に取り組みます。

②森林・農地等緑の保全と育成

市民・市の取組

- 自然環境の保全や水源かん養、地球温暖化防止、気候調節などの森林の公益的機能に対する市民の理解を広めるため、市民やボランティア団体等の参加を求めながら、森林の保全や利活用に努めます。

③開発時における環境影響への配慮

市の取組

- 開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和し、与える影響が最小限となるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。
- 事業実施により環境に大きな影響を与える恐れがある場合、事業実施者が環境影響評価制度に基づく調査と必要な環境保全措置の検討を行うよう指導します。

④自然体験の場の創出と活用

市民・市の取組

- 久渡寺こどもの森や、青森県の体験の機会の場^{*}に認定されている「弘前だんぶり池^(※7)」の活用を図ります。

- 誰でも楽しく自然に親しめる環境づくりのために、貴重な植物の不法採取やごみのポイ捨てを行わないなど、マナーの啓発・向上に努めます。(再掲)

★青森県体験の機会の場合認定第1号(2017(平成29)年9月8日)

市の取組

- 自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、自然を学ぶ機会の創出に努めます。
- 里山をはじめとする市街地の身近な自然は、人と自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として貴重であることから、その保全を図ります。
- 自然を保護する市民団体などの活動を促進します。



久渡寺こどもの森ビクターセンター



弘前だんぶり池アプローチ広場



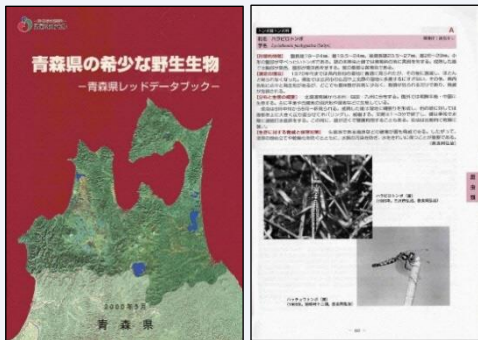
だんぶり池生物観察会



だんぶり池小学校観察会

(※7) 「弘前だんぶり池」づくりについて

「弘前だんぶり池」(だんぶり：津軽弁でトンボのこと) づくりは、ひろさき環境パートナーシップ21の村田孝嗣自然環境グループリーダーが、弘前市の第一次環境基本計画策定検討委員会委員であった2000(平成12)年8月に、当時、青森県レッドデータブックで絶滅危惧種Aランクに指定されていた「ハラビロトンボ」や「ハッチョウトンボ」が、市内の休耕田(転作田)に生息していることを、検討委員会に紹介したことがきっかけです。これらを保護することも含めて、環境基本計画の重点施策として「自然環境の復元」が盛り込まれ、計画は2001(平成13)年3月に策定となりました。



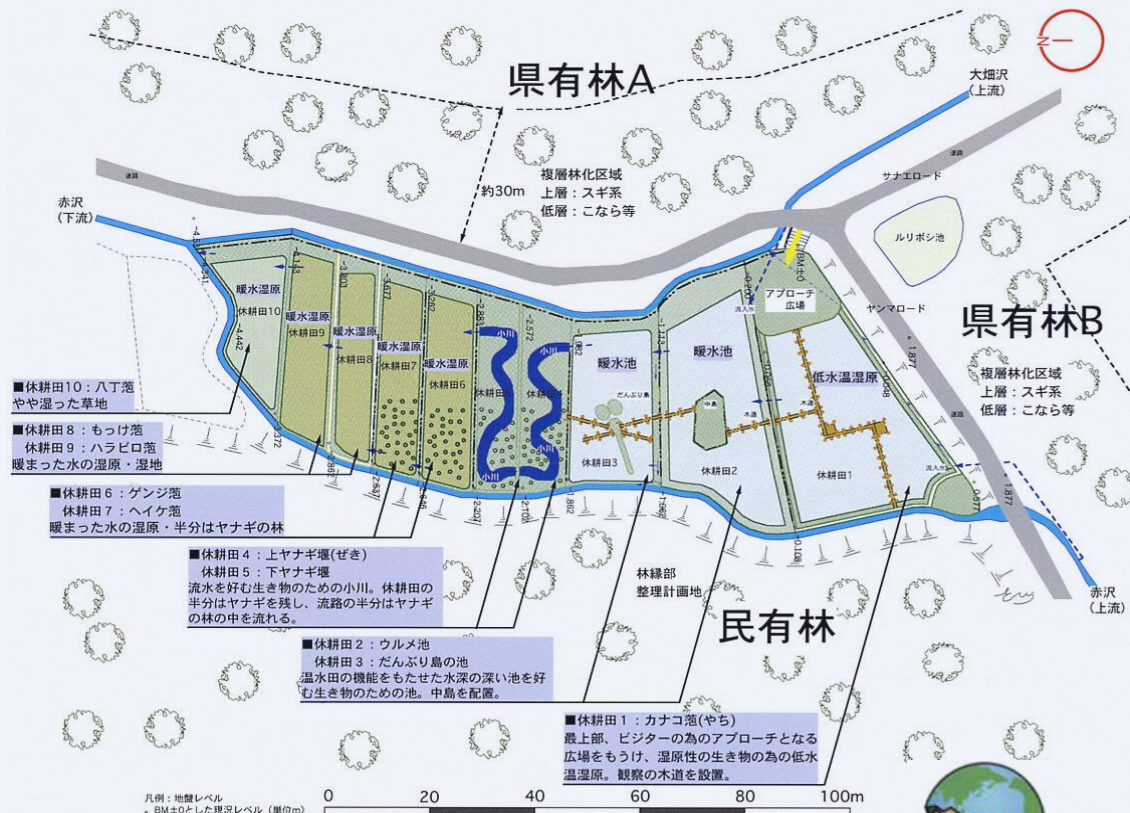
県レッドデータブック



ハラビロトンボ



ハッチョウトンボ



弘前だんぶり池平面図

生き物がいっぱいいるよ!



約1年後の2002(平成14)年2月に市民・事業者主体の自立的な任意組織「ひろさき環境パートナーシップ21(HEP21)」が設立され、HEP21は、翌月3月、弘前市との間で「環境パートナーシップ協定」を締結し、以後、市民・事業者・市のパートナーシップにより、計画に掲げられた「自然環境の復元」を具体化するため、「弘前だんぶり池」づくりが始まりました。貴重なトンボ等が残っていた田んぼは弘前市が買い上げ、HEP21の市民・事業者が中心となって、ボランティアで池のデザインや整備活動等を行い、2003(平成15)年10月に開所式を行いました。

「弘前だんぶり池」は、市街地から離れた里山地域(弘前市大字坂元字赤沢1番地)にあり、サワガニやカジカなどが生息する、赤沢・大畑沢という二本の清流に囲まれた、元は田んぼ(10枚・面積約5,500㎡)だったところです。だんぶり池は、HEP21が市と協働しながら整備を進めてきました。だんぶり池づくりにあたっては、動植物を持ち込まない持ち出さないを原則とし、特に、農薬や化学肥料、除草剤などの化学物質に汚されていない水や土を大切にすることで、自然の再生力による自然環境の復元をめざしました。10枚の田んぼは、それぞれ水深や形態を変化させた多様な自然環境(低水温湿原・暖水池・水路・湿原など)とし、生物多様性の確保に努めました。その結果、だんぶり池では、これまで43種のトンボが確認されたのをはじめ、トンボのほかにも、メダカやトウホクサンショウウオ、ゲンジボタルやヘイケボタルなども見られるほか、ドジョウやカエル類もたくさん生息するため、カワセミ等の鳥類も見ることができると、無移植にもかかわらず、多様な生物が生息する空間となっています。



だんぶり池カレンダー

【だんぶり池カレンダー】

カレンダーは、2007(平成19)年から毎年発行しています。HEP21子どもエコクラブ員や小沢小学校の4年生の皆さんが描いた、だんぶり池の動植物のイラストを集め、「だんぶり池の仲間たち」と題して、全体に配置したカレンダーです。カレンダーは青森県中南地域県民局地域農林水産部農村計画課の「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」の支援を受けて印刷し、小中高校や各公共機関、会員等へ配布しています。

【UNDB-J認定連携事業】

また、弘前だんぶり池づくり事業は、2019(平成31)年3月28日「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」より、連携事業第14弾に認定されました。

【青森県体験の機会の場認定】

2017(平成29)年9月8日、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条に基づく、青森県環境教育等に係る体験の機会の場として、「弘前だんぶり池」が認定第1号となりました。だんぶり池で行われる自然再生活動(だんぶり池づくり)・自然体験活動(生物観察会など)が、体験の機会の場として認められたものです。



UNDB-J認定証



小学校理科6年

【教科書への掲載】

「弘前だんぶり池」は、学校図書株式会社発行の

- ① 学校理科6年「10章 人と環境」
 - ② 学校科学3「科学の窓」
- のページで紹介されています。



中学校科学3

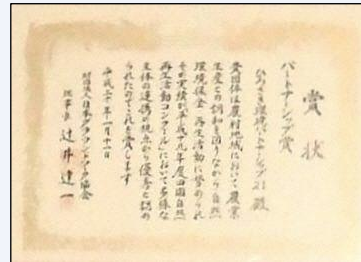
【だんぶり池の受賞歴】

2008(平成20)年1月11日～12日、東京代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、農林水産省・社団法人農村環境整備センター主催、環境省等共催の「田園自然再生活動コンクール」の表彰式・シンポジウムが開催され、HEP21の「弘前だんぶり池」での活動が「パートナーシップ賞」を受賞し、進士五十八審査委員長から鶴見寛代表に表彰状等が授与されました。

「田園自然再生活動コンクール」は、農業・農村のもつ豊かな自然環境の保全・再生を図るため、農家の皆さんと地域住民、NPOなどが協力して行っている、自然と共生する農村づくり「田園自然再生活動」の優良な取組みを表彰するもので、市民・事業者・市のパートナーシップで取り組んでいる「弘前だんぶり池」での活動が、「パートナーシップ賞」を受賞したものです。



表彰式



パートナーシップ賞賞状

また、2018(平成30)年3月16日、札幌市の北海道大学で開催された公益社団法人日本水環境学会第52回年会において、同学会東北支部より推薦を受けた「弘前だんぶり池づくり」が「水環境文化賞」を受賞し、その表彰式が行われ、小野芳朗学会長から、村田孝嗣副代表・自然環境グループリーダーに表彰状等が授与されました。

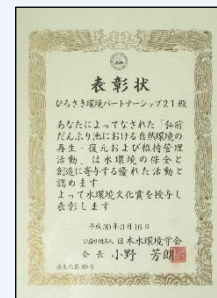
さらに、東北支部では推薦に伴い、「東北水環境保全賞」を授与することが決定され、2018(平成30)年5月26日、仙台市の戦災復興記念館で開催された東北支部総会で、中山正与東北支部長から村田副代表に表彰状等が授与され、村田孝嗣副代表による記念講演「生物多様性に配慮した弘前だんぶり池づくり」が行われました。



表彰式



水環境文化賞メダル



水環境文化賞表彰状

VII 地球温暖化対策・省エネルギーの推進

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、世界的にみて重要な環境問題とされています。世界の平均気温は1880年から2012年までで0.85℃上昇（気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第五次評価報告書）していますが、特に1990年代以降に高温の年が多くなっています。この気温上昇の影響は、大雨の増加や台風の最大強度の増加、海面水温の上昇など様々な気象現象の変化をもたらし、農業生産、水資源、自然生態系などへの影響が予測されているため、私たちの生活へ甚大な被害が及び前に対策をとることが重要です。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割がエネルギー起源の二酸化炭素であることから、地球温暖化対策を進めるためには、省エネルギーの推進が不可欠です。当市においても市民一人一人が、省エネルギー対策などの身近なところから行動できる取り組みを推進します。

- 基本施策**
- (1) 地球温暖化対策の意識啓発推進
 - (2) 省エネルギーの推進
 - (3) 再生可能エネルギー導入の推進

(1) 地球温暖化対策の意識啓発推進

①地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定

市の取組

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、「弘前市地球温暖化防止率先行動計画」を策定しています。

②エコストア・エコオフィスの認定

市の取組

- 地球温暖化対策を含む、環境に配慮した事業活動を推進する事業者をエコストア・エコオフィスとして認定し、その取組を市民や事業者へ発信することで、取組の波及を図ります。

③二酸化炭素吸収能力の向上・排出抑制の推進

市民・事業者・市の取組

- 廃棄物の減量や資源化の推進により、焼却時に発生する二酸化炭素の排出抑制に取り組みます。

市の取組

- 市域に広がる森林は、重要な二酸化炭素の吸収源であることから、その保全に努めます。

④普及啓発の推進

市の取組

- 市自らが率先し、環境配慮に取り組み、地球温暖化対策を推進するための「弘前市地球温暖化防止率先行動計画」に基づき、温暖化対策を実施します。
 - ・地球温暖化に対する市民の理解を深めるため、出前講座を実施します。
 - ・温室効果ガスの排出を削減するため、クールビズ、ウォームビズへの取組の啓発に努めます。
 - ・通勤時などはマイカー利用中心から、バス・鉄道などの公共交通機関、自転車や徒歩といった、温室効果ガス排出量の少ない移動を推進します。
 - ・温室効果ガスの排出を削減するため、低燃費車の利用、アイドリングストップなどのエコドライブ活動の啓発に努めます。

(2) 省エネルギーの推進

①一般家庭・事業者の省エネルギーの推進

市民・事業者の取組

- 日常生活や日常業務の中で、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブの実施などにより、化石燃料由来のエネルギーの削減に努めます。
- 家電製品、自動車購入の際は、省エネ性能についても考慮します。
- 住宅等の建設やリフォームの際は、高断熱や省エネについても考慮します。
- 宅配便の再配達による燃料消費をなくすため、できるだけ1回で荷物を受け取るようにします。
- 通勤時などはマイカー利用中心から、バス・鉄道などの公共交通機関、自転車や徒歩といった、温室効果ガス排出量の少ない移動を推進します。

市の取組

- 市民・事業者・市の各主体が、日常生活や日常業務の中での省エネルギーに取り組むための情報提供及び普及啓発を進めます。

②公共施設での省エネルギーの推進

市の取組

- 地球温暖化防止率先行動計画に基づき、市が行う事業や市有施設の省エネルギー活動を推進します。
- 公共施設等への省エネルギー型設備の導入、改修を進めます。公用車の切り換えに合わせて、ハイブリッド自動車やEVなどの低公害車の導入に努めます。

(3) 再生可能エネルギー導入の推進

市民の取組

- 各家庭での温室効果ガス(CO₂)削減のため、再生可能エネルギー(太陽光発電・蓄電など)の導入に努めます。

事業者の取組

- 事業所での温室効果ガス(CO₂)削減のため、再生可能エネルギー(太陽光発電・蓄電など)の導入に努めます。

市の取組

- 公共施設での温室効果ガス(CO₂)削減のため、再生可能エネルギー(太陽光発電・蓄電など)の導入に努めます。

(4) 指標・目標値

本基本計画における進捗状況を管理するため、基本目標を受けて、関連する計画等の指標及び目標値を掲載します。指標・目標値は、弘前市総合計画の政策⑩環境・エネルギーの分野と整合性を図るとともに、市民の実感を反映するデータ（市民意識アンケート）や、成果を把握できる客観的データとします。

	基本目標	指標	基準値等	目標値	関連計画等
①	大気・水・土壌の環境保全の推進	大気環境基準達成度（窒素酸化物・浮遊粒子状物質）	100.0% (2018(H30)年度)	100.0% (2022(R4)年度)	環境保全の概要
②	大気・水・土壌の環境保全の推進	市内2河川（岩木川・平川）BOD平均値の環境基準達成度	100.0% (2018(H30)年度)	100.0% (2022(R4)年度)	環境保全の概要
③	大気・水・土壌の環境保全の推進	汚水処理人口普及率	97.8% (2017(H29)年度)	100.0% (2025(R7)年度)	青森県汚水処理施設整備構 （第4次構想）
④	身近な生活環境保全の推進	ごみの総排出量（市民一人1日当たり家庭系ごみ+事業系ごみ）	1,142g/人・日 (2018(H30)年度)	950g/人・日 (2025(R7)年度)	一般廃棄物 処理基本計画
⑤	身近な生活環境保全の推進	市民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	724g/人・日 (2018(H30)年度)	670g/人・日 (2025(R7)年度)	一般廃棄物 処理基本計画
⑥	身近な生活環境保全の推進	市民一人1日当たり事業系ごみ排出量	419g/人・日 (2018(H30)年度)	280g/人・日 (2025(R7)年度)	一般廃棄物 処理基本計画
⑦	身近な生活環境保全の推進	実質リサイクル率（参考値）	29.5% (2018(H30)年度)	34.0% (2025(R7)年度)	一般廃棄物 処理基本計画
⑧	身近な生活環境保全の推進	生活環境に不満を持っている市民の割合（市民意識アンケート）	18.1% (2018(H30)年度)	15.0% (2022(R4)年度)	総合計画
⑨	身近な生活環境保全の推進	市民からの生活環境に関する苦情件数	258件 (2017(H29)年度)	233件 (2022(R4)年度)	総合計画
⑩	地球温暖化対策・省エネルギーの推進	弘前市公共施設における温室効果ガスCO ₂ 総排出量	29,977t-CO ₂ (2016(H28)年度)	25,639t-CO ₂ (2022(R4)年度)	総合計画
⑪	地球温暖化対策・省エネルギーの推進	エコストア・エコオフィス認定件数	エコストア 24件 エコオフィス 86件 (2019(R01)年度)	エコストア 30件 エコオフィス 88件 (2025(R7)年度)	

8 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・市をはじめ、その他関係する組織や団体など様々な主体の各々の取組と、相互の連携や協働によって推進する必要があります。そのため、本計画推進の中心として、第一次環境基本計画策定時に環境基本計画推進のために、市民・事業者を中心に設立された「ひろさき環境パートナーシップ21」と協働し、本計画の推進と進捗状況の把握・点検などを行います。庁内については、本計画記載の市の施策については、環境課が関連部署に働きかけを行います。

さらに、「生活環境保全審議会」において、計画の達成状況や進捗状況を評価します。併せて、毎年作成している「環境保全の概要」に、評価状況等をまとめ、市民への公表を行います。

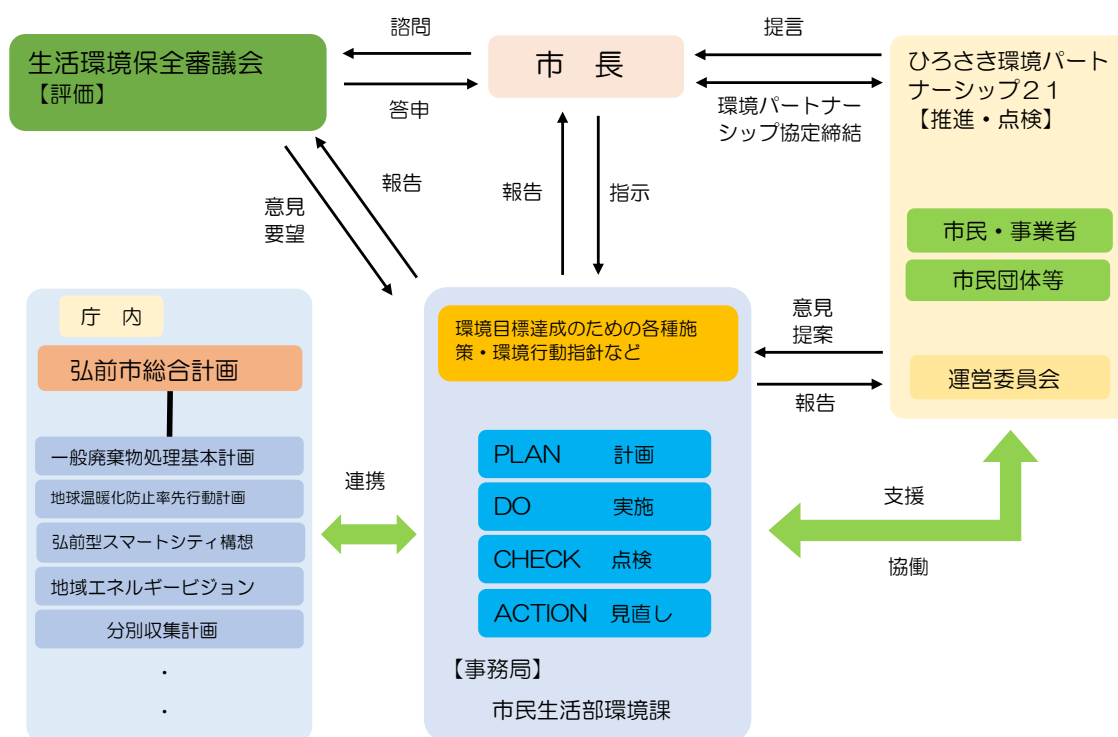


図 計画の推進体制

これらにより、連携・協働して各種施策や環境行動指針への積極的な取組の実施を図ります。また、基本施策の方針を具体化する新たな取組も検討し、その実現を図ります。市の各種計画に対しては、環境分野に関連する施策や取組が、本計画の趣旨に沿って推進されるよう、関係部署との調整を行います。

① 市における推進体制

市における推進体制は、定期で開催される市政推進会議を活用することとします。市政推進会議は、各部長等で組織されており、本計画の効率的な推進と全庁的な合意形成を行うため、関係部署と連携し、総合的・計画的な観点から、諸施策の推進を図ります。

また、事務局である環境課が、進捗状況の確認や課題の検討、新たな施策の企画・立案、庁内調整を行います。

② ひろさき環境パートナーシップ21

市民・事業者・市民団体等で構成する「ひろさき環境パートナーシップ21(略称：HEP21)」は、計画全体の取組推進のため、計画に掲げられた施策の実施をはじめ、市民・事業者への普及啓発活動や各主体への支援活動を行います。また、計画の進捗状況の確認と点検を行うほか、「環境保全の概要」の作成に向けた意見・提案を行います。

また、各主体と協働し、広く意見を取り入れて本計画の推進体制を強化するため、市内の他の環境団体やごみの減量化・資源化で協定を締結した団体等とHEP21との連携により推進体制を整えていくことも検討します。

③ 弘前市生活環境保全審議会

弘前市生活環境保全審議会は、弘前市生活環境をよくする条例に基づき設置されているもので、市長の諮問に応じ、生活環境の保全に関する事項について審議を行います。また、環境基本計画の目標の達成状況や取組についての評価を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しについての審議を行います。

④ 広域連携

当地域には、カラス等鳥獣害被害や廃棄物処理など、各市町村域を超えた課題もあり、定住自立圏など広域的な連携を進めていくことが重要です。

このようなことから、本計画を効果的に推進していくために、国、県、近隣市町村、その他関係する機関との緊密な連携を図り、適切に対応していきます。

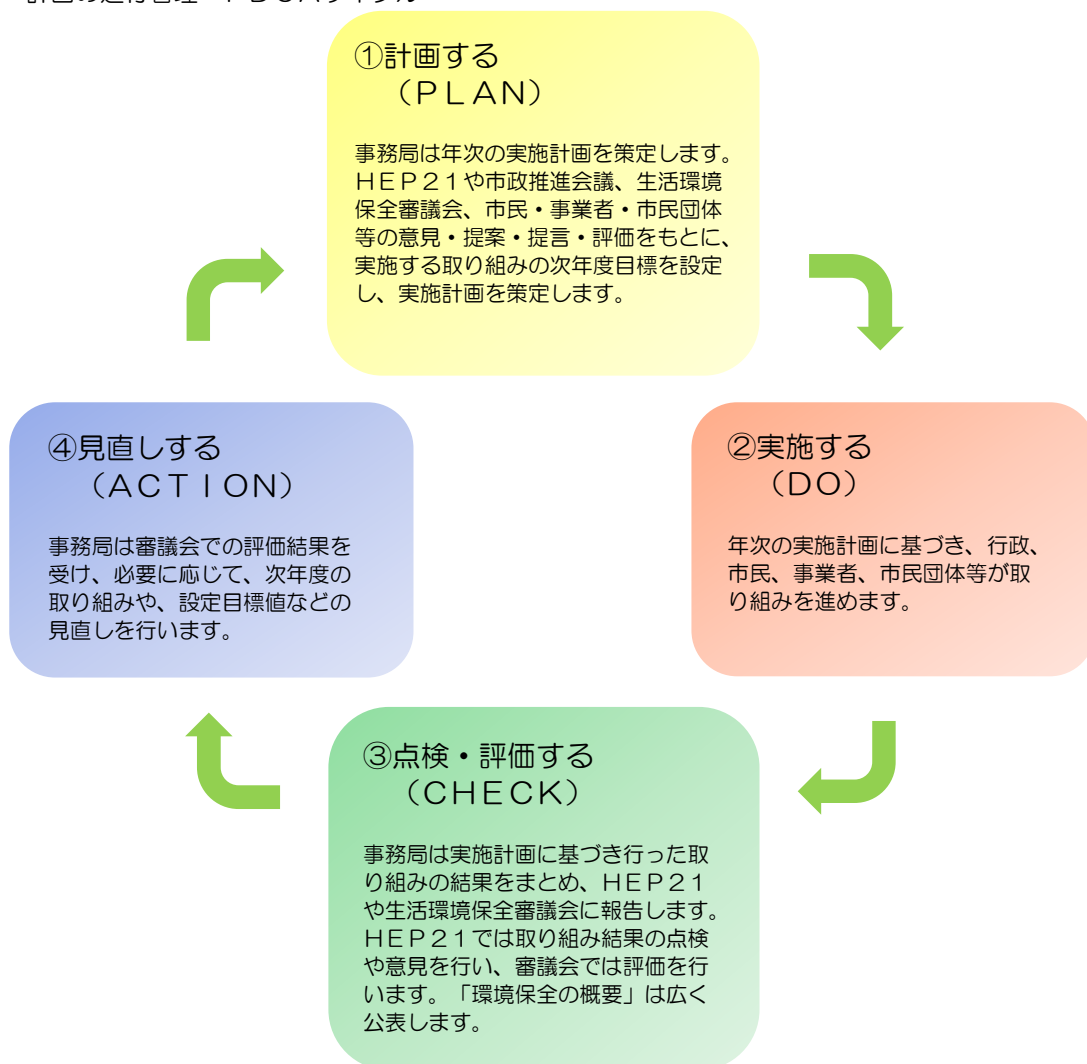
(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は以下の要領でPDCAサイクルにより行います。

弘前市生活環境保全審議会をはじめ、協働により各種施策を推進する市民・事業者など各主体からの意見や目標及び施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。

なお、計画に定められた各分野の目標や、それを実現するための個別の施策については、社会情勢の変化、施策の検討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していきます。

計画の進行管理・PDCAサイクル



弘前市生活環境保全審議会委員名簿

(敬称略)

No.	委員区分		団体名	委員役職	委員
1	議長	知識経験のある者 (1号委員)	ひろさき環境 パートナーシップ21	代表	鶴見 實
2	委員 (職務 代理者)		弘前環境管理協同組合	理事長	阿保 鉄幸
3	委員		弘前市小学校 理科教育研究会	会長	工藤 泰子
4	委員	公共的団体等の 代表者 (2号委員)	弘前市町会連合会	保健衛生委員長	吉本 睦子
5	委員		弘前地区女性会	代表	米塚 淑子
6	委員	企業関係団体の 代表者 (3号委員)	弘前商工会議所 女性会	副会長	小野 淳子
7	委員		つがる弘前農業協同組合 女性部	副部長	工藤夕工子
8	委員	関係行政機関の 職員(4号委員)	中南地域県民局	環境管理部 部長	米谷 康治
9	委員	公募による市民 (5号委員)	/	/	佐井川匠秀
10	委員		/	/	三浦 浩

第三次弘前市環境基本計画

◆発行日 令和3年3月
◆発行 弘前市(市民生活部環境課)
〒036-8551
青森県弘前市大字上白銀町1-1
TEL 0172-35-1111
FAX 0172-37-7271
E-mail kankyou@city.hirosaki.lg.jp

R70 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています。